

# 職務著作（著作権法 15 条 1 項）の公表名義要件

## Requirements for the Name of Publication in Works Created in the Course of Employment (Article 15, Paragraph 1 of the Copyright Act) Publication under the Name of the Author

石 井 美 緒  
ISHII Mio

### 目次

- はじめに
- 公表された著作物における公表名義要件（第 4 要件）に関する学説
- 公表された著作物における公表名義要件（第 4 要件）に関する裁判例
- 公表された著作物における公表名義要件（第 4 要件）の解釈に関する私見
- おわりに

### （要旨）

職務著作要件のうち公表名義については、公表の体裁等により厳格に解した上で、默示の譲渡や利用許諾の成立等及び著作者人格権侵害の否定等の理論構成により具体的妥当性を図る見解と、実質を重視して判断する見解とが対立している。当該要件について裁判例・学説を分析した上で、職務著作の制度趣旨や具体的妥当性・法的安定性の観点から、当該要件の判断基準についての自説の定立を試みる。当該定立にあたっては、判断基準の可及的明確化等の観点から、公表名義要件の要素は何か、例えば裁判例や学説が挙げる「著作物の内容・性質・作成の経緯」とは何か、「創作性の高低」は要素となるのか等について分析・検討を行う。

## 1. はじめに

著作権法15条1項は、「法人その他使用者…の発意に基づき（筆者注（以下同じ。）：「第1要件」）その法人等の業務に従事する者が（「第2要件」）職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で（「第3要件」），その法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの（「第4要件」）の著作者は，その作成の時における契約，勤務規則その他に別段の定めがない限り（「第5要件」），その法人等とする」と定めている。一方，同条2項の創設（昭和60年法律第62号により改正）により，プログラムの著作物については第4要件は不要となった。

裁判所は，上記改正前より，未公表の著作物であっても「仮に公表されるとすれば法人の名義で公表される性格のもの」は第4要件を満たすとしている（東京地判昭和60・2・13判時1146号23頁〔新潟鉄工1審〕。東京高判昭和60・12・4判時1190号143頁〔新潟鉄工控訴審〕，名古屋地判平成7・3・10判時1554号136頁〔ファンシーツダ1審〕，東京地判平成7・10・30判時1560号24頁〔システムサイエンス本案〕等も同旨）。なぜなら，第4要件の文理が「公表したもの」ではなく「公表するもの」であること，第1～第3要件を充足した著作物の著作者が公表の有無で異なったり，同じ著作物の著作者が公表前後で変動する結果となったりするのは妥当性を欠くからである（〔システムサイエンス本案〕）。そして，上記の「仮に公表されるとすれば法人の名義で公表される性格のもの」としては，作成過程，業務上の使用目的であること，公表禁止の取扱い，第1～第3要件の事実等が挙げられている（〔新潟鉄工1審〕，〔ファンシーツダ1審〕，〔システムサイエンス本案〕，大阪地判平成21・2・26平成17年（ワ）2641号〔混銑車自動停留ブレー

キ等プログラム1審〕）。

一方，著作物が公表されている事件でも，第4要件は，未公表著作物と同様の理由から，結果として法人等の名義で公表されたものではなく，著作物の作成時において法人名義で公表することを予定しているかで判断される（「創作時判断説」。東京地判平成14・11・14平成13年（ワ）15594号〔ファイアーエムブレム1審〕，東京高判平成16・11・24平成14年（ネ）6311号〔ファイアーエムブレム控訴審〕，大阪地判平成24・2・16判時2162号124頁〔漢検〕等）<sup>1)2)</sup>。

上記前提の下で，後記2のとおり，公表された著作物については，実際の体裁から「自己の」著作の名義であることを厳格に解する見解と実質的に判断する見解がある。もっとも，裁判所が，法人名・従業者名・第三者名の表記の有無等の類型により判断を異にしているかについて，事案に着目して網羅的に検討する先行文献は必ずしも多くはない。また，体裁を重視して第4要件の充足を認めない場合の妥当な結論の図り方について，事案や理由づけに即して検討するものも多くはない。加えて，公表名義を実質的に判断する見解の多くは，未公表著作物と同様，著作物の作成経緯・性質・内容等を判断要素として挙げているが，これらが具体的に何を指すのかについて事案に即して検討するものも，管見の限り多くはない。

本稿では，第1～第3要件を充足している事案について，体裁等により第4要件の認否が異なっているか，また，第4要件を体裁から厳格に解した上で，默示の著作権譲渡の成立等や著作者人格権侵害の否定等の理論構成により法人の著作物利用の正当性を認めている裁判例において，默示の著作権譲渡等の認定事実は第1～第3要件と異なっているか（同一の場合，その理論構成は適切か）を検討する。併せて，実質を重視して第4要件を判断する場合，何が要素とされているか

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

（上記の著作物の作成経緯・性質・内容等とは何か）について、裁判例を分析する。その上で、法的安定性、職務著作制度の趣旨及び具体的妥当性の調整の観点から、第4要件の判断基準を可及的に明確化する試みを行う。

以下、学説及び裁判例を紹介した上で私見を述べることとする。

### 2. 公表された著作物における公表名義要件（第4要件）に関する学説

公表された著作物に法人以外の名称等が表示されている場合や無名義の場合、第4要件を満たすかについては、以下の見解がある。

#### 2.1 「自己の」の名義で公表することを体裁から厳格に解する見解

本見解は、15条1項が、法人等が「自己の」名義の下に公表することを要求していることから、全体に法人名の表示があったとしても、分担を示すために当該部分の執筆の担当者が明らかにされている場合、執筆者が特定される限りにおいて第4要件を充足しないとする。また、委託者等の第三者名義や無名義で公表予定の著作物についても、第4要件を満たさないとする。委託に基づく著作物作成の場合、従業者が著作者となるが、著作権に関しては従業者から法人（受託者）または委託者への明示・默示の譲渡を認めることが可能であり、著作者人格権に関しても、著作権者が通常の態様で利用する限りにおいてこれを行使しないという明示・默示の同意が存する、あるいはやむを得ない改変として取り扱えば、実際上の不都合は大分少なくなるであろうとする<sup>3)</sup>。その理由は以下のとおりである。

① 権利関係の明確化及び著作物の円滑な利用の促進という15条1項の趣旨に鑑みると、微妙な判断を必要とする解釈論は避けるに越したことはない<sup>4)</sup>。

- ② 氏名表示権を行使しうる機会に自己の名義を付すことのない著作物については、あえて無理をして保護を与える必要はないから、第4要件が定められている<sup>5)</sup>。
- ③ 内部分担表示に過ぎないのであれば、公表の際に外向けに表示する必要はないはずである<sup>6)</sup>。
- ④ 従事者が職務上よりよい著作物を創作するためのインセンティブを確保するという要請からすれば、個人が特定されるような場合には、当該従事者を著作者として当該インセンティブを与えるべきである<sup>7)</sup>。

#### 2.2 実質的に判断する見解

これに対して、内部の業務分担を明らかにしたものにすぎないか、対外的な著作者を表示するものか等を判断して、法人が著作者として表示されることを予定したものか否かを判断する見解がある<sup>8)</sup>。

もっとも、当該見解によても、委託に基づく著作物の作成について、創作時において受託者名義で公表する予定であることは必要であると解するのであれば、委託者名義で公表する予定の場合には職務著作が成立せず<sup>9)</sup>、厳格説と同様に默示の著作権譲渡等による解決を図ることになる。

当該見解の主な理由は、以下のとおりである。

- ① 権利の帰属は公表される以前の創作過程終了時に確定し、裁判例も、創作時基準説に則って、著作物の性質を実質的に考慮している<sup>10)</sup>。
- ② 第4要件についてのみ形式的に判断すると、他の要件を実質的に解釈する意義が小さくなる<sup>11)</sup>。
- ③ (厳格説の根拠②に対し、) 氏名表示権の行使により自己名義とされることが認められて法人が著作者人格権を有するという結果となり、論理的に順序が逆になっ

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

てしまう<sup>12)</sup>。

④（同②に対し、）氏名表示権の本質から、著作者たる法人が無名又は第三者名義で著作物を公表することも、本来は氏名表示権の正当な行使態様として認められるはずであり、自己名義を付さないことを理由に一概に著作者としての地位を否定するのは妥当ではない<sup>13)</sup>。

⑤ 法人名義で公表される性格の著作物であれば、無名・第三者名義で公表されても法人が著作者であるという対外的信頼が直ちに失われるとは考えにくく、名義の有無という形式面に着目するより、著作物の性質、作成・公表の経緯から実質的な判断を下した方が、妥当な結論を導きやすい<sup>14)</sup>。

⑥ 従業者等に対する謝意の表示やモチベーション確保等の趣旨で、映画のスタッフロールや本で、担当として分担を外部向けあるいは著作物に表示する必要がある場合もある<sup>15)</sup>。

⑦ プログラム以外の著作物についても法人の著作名義が示されないことがあり、その場合に従業者の公表権の行使や著作物の利用を制限できないのは問題であり、15条2項の反対解釈をした上で第4要件を厳格に解することは必ずしも必要ではない。同項の創設は立法者において、従業員の職務上作成する著作物一般につき、それが「法人等の名義の下に公表する」という性質を有していることが、法人等をその著作物と擬制するための不可欠な法律上の契機ではない、という価値判断を露呈している<sup>16)</sup>。

このように第4要件の充足について実質的に判断する場合、いかなる要素をもとにこれを判断するかが問題となる。

この点、公表時の体裁をも重視する見解として、法人名と従業者名が併記されている場合について、内部分担表示であることが明ら

かなときに限り法人等の公表名義と認めるべきとする見解がある<sup>17)</sup>。また、同見解は、第4要件を充足するためには公表名義が法人等になっているだけでは足りず、著作者としての表示でなければならないとする<sup>18)</sup>。

一方、以下のとおり実質を重視する見解がある。

例えば、「著作物が法人等の事業活動において利用ないし使用される性格のもので、現実に法人等が主体的に利用ないし使用しているものである場合には、特段の事情のない限り、創作時においても法人等が著作物を自らが権利を有するものとして取り扱っていたと考えることができるであろう」とする見解がある<sup>19)</sup>。また、系譜的な考察から、第4要件は、作成時に法人等内部において当該著作物の作成責任を法人と実際の作成者のどちらが負うものと扱っていたかを問う要件であるとし、「著作物の性質や作成経緯、法人等内部における当事者の認識等を考慮しながら、著作物作成時における作成責任の所在を探求していくことが適当である」とする見解もある<sup>20)</sup>。

第4要件を端的に第1～第3要件と関連づける見解も複数ある<sup>21)</sup>。

例えば、第1～第3要件を充足する「著作物について、もし当該法人等がそれを公表するとすれば、その公表の際にはその法人等の名義の下に公表するものとして明示又は暗黙の了解の下で従業員により職務上作成される性質を有するものと解し、「通常、法人等の業務のために従業員が職務上作成する著作物は、そういう性質を有するものとして見ていいと考え」て、その場合、実際の公表が無名か他人名義かを問わずに第4要件を認める見解がある。もっとも、同見解はこれに統いて、「法人等において、逆に積極的に、その著作物を作成者である従業員の名義の下に公表するものとすることに同意していたり又は無名で公表するものとすることにしていたり

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

する場合には、15条1項の法人著作の要件は満たされないことになって、本来の作成者である従業員が著作者となりうる点で、依然として15条2項との差異は残るといえよう」<sup>22)</sup>とする。同様に、第4要件の考慮事情は「著作物の創作の経緯」であるとした上で、当該考慮は第1～3要件の充足性を吟味することに等しいから、「それらの充足が考慮される場合には、公表に際して使用者名の表記が何らかの形で存在する限り、その表記に基づいて『著作の名義の下に公表』を認めることができる。一方、使用者名が何らかの形で表記され、かつ使用者につき前記3つの要件の充足が肯定されるものの、使用者以外の者の氏名・名称を『著作者名として表示して公表』した場合には、そのような表示は実態に合わないものとして考慮せず、創作の時点で公表するとするならば使用者の『著作の名義の下に公表』されるものであったとして、第4要件の充足を認めることになる」<sup>23)</sup>とする見解もある。

創作性の程度を含む著作物の性質と訴訟類型ごと（法人等—第三者間の訴訟か従業者—法人等間の訴訟か）に検討する見解もある。すなわち、典型的な機能作品や事実作品の場合、公表名義の要件は、従業者（創作者）の個性を反映した著作物を職務著作規定から除外する機能を失っているため、公表名義の要件を充足する方向で広く解釈すべきとする。一方、事実作品や機能作品以外の著作物については、訴訟類型ごとに考えるべきとする。同見解は、法人等—第三者間の訴訟では、法人等の第三者に対する著作者人格権に基づく請求が認容される事例が急増しており、著作権に基づく請求の事例においても、権利の帰属の点で棄却する事例はほとんど見当たらないと分析している。これに対して、創作者—法人等間の争いの場合は、公表名義の要件において、著作物の創作性の程度を含む著作物の性質を実質的に考慮すべきであるとす

る<sup>24)</sup>。

### 3. 公表された著作物における公表名義要件（第4要件）に関する裁判例

第1～第3要件を充足する公表された著作物のうち法人を著作者とする表示であることが明白でない裁判例では、どのように第4要件の充足性が判断されているか。本章では、裁判例の事案と結論との関係、事件の解決手法及び結論の妥当性等について検討しつつ、第4要件、黙示の著作権譲渡の成立や著作者人格権の解釈を分析していく。

以下、第1～第3要件を満たしている著作物のうち、法人の公表名義であることが明確でない事案について、

- ① 法人（その事業部門や関連組織等を含む。以下同じ。）の名称と解されるものが何らかの形で表示されているもの（これに加えて第三者の名称が付されているものを含むが、従業者名は付されていないもの）
- ② 法人名は付されず（従業者名も付されていない）、第三者名のみが付されているもの
- ③ 何らかの形や場所で、法人名又は第三者名と従業者名が付されているもの
- ④ 無名義と（も）解されるもの

に分類して紹介する。

なお、上記のように分類したのは以下の理由による。すなわち、裁判例において、第4要件の充足性が認められるためには法人名が付されていることが必要とされているか、職務著作の各要件は著作者を従業者とするか法人とするかの峻別のためにある以上、必ずしも法人名が付されていることは必要ではなく、むしろ従業者名が付されているか否かが重要なのではないか、また、法人名と従業者名が併記されている場合には、第4要件の充足は一切認められないのかを分析するためで

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

ある。

### 3.1 法人（その事業部門や関連組織等を含む）の名称と解されるものが何らかの形で表示されているもの（これに加えて第三者の名称が付されているものを含むが、従業者名は付されていないもの）

当該類型に関するもののうち、法人の権利帰属が争いになった下記事例についてはいずれも第4要件の充足が認められている。一方、法人の責任が争いになりその争点の1つとして職務著作の成否が問題になった特殊事案では、第4要件の充足が否定されている。

(1) 東京地判平成8・9・27判時1645号134頁〔四谷大塚1審〕、東京高判平成10・2・12判時1645号129頁〔四谷大塚控訴審〕

親会社の塾（A）が毎日曜日に主催する「四谷大塚進学教室」で使用する問題を作成しているX（テスト問題作成・販売業）が、当該問題に解答・解説を加えた教材を印刷・販売したYに対し、差止・損害賠償請求をした。X問題の各頁の末尾欄外には「四谷大塚進学教室」と表示されていた。

1審は、Xの変更前の商号が「有限会社四谷大塚進学教室」であることや上記表示がA主催の教室の名称であると解する余地があるが、AとXとの関係から、当該表示は企業結合の表示とみるのが相当であるとして、Xにつき第4要件の成立を認めた。

控訴審も原審を概ね引用しつつ「『四谷大塚進学教室』との表示によりXとAの表示はされているが、法人等の業務に従事する者の表示はされていない」として、第4要件の充足を認めた。

(2) 東京地判平成7・10・30判時1560号24頁〔システムサイエンス本案〕

X（システムサイエンス株式会社）は、Xの代表者等が業務上作成しXがその複製物を製造しY1に販売した複数のプログラム

（計測装置等の回路基盤のROMに収納された制御用プログラム）が、Xの職務著作でありその著作権はXに帰属するとして、Yら（Y1他2社）に対して、複製・翻案・頒布等の禁止等を請求した。本件では、一部プログラムについてはその複製物である製品は少數（2台）しか販売されなかつたため公表に至らなかつたが（著作権法4条1項・3条1項）、他のプログラムの複製物は公表されたことが認められている。そして、当該著作物についてはY1の略称と並べてXを示す表示が付されていることから、裁判所は「Xの名義で公表されたものと認めるのが相当である」とした。

(3) 東京地判令和5・9・29令和3年（ワ）10991号〔ガールズロゴ〕

上記(1)及び(2)の裁判例は、法人の名義（商号の略称等）であることが体裁上も読み取り得る事例であるところ、以下のとおり、法人の商品ブランド名の表示について法人名義を認めた事例もある。

X（衣料品等のデザイン業）は、イラストを付してTシャツを販売したY（アパレル製品販売業）に対し、Xのイラスト（Xイラスト1は従業員が作成、同2はこれを基に代表者が作成）に係る著作権、著作者人格権及び商標権侵害に基づく差止・損害賠償等を請求した。

裁判所は、Xが、①Xイラスト1と同一構成のX商標について商標登録出願していること、②Xブランド名（A）を表示した通販サイトにおいて、Xイラスト2を印刷した衣類を販売していること、③訴訟係属中に、Xの商号を旧商号からXブランド名を取り入れた株式会社Aに変更していることから、第4要件を満たすとした。

上記①②の事実は、従業者が職務上作成したものと法人の業務に係る商品に使用することと略同義であり、第1～第3要件と密接に関連するといえよう。

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

### (4) 東京地判令和6・3・25 令和5年（ワ）70315号〔ファッション色彩1審〕、知財高判令和6・12・25 令和6年（ネ）10035号〔ファッション色彩控訴審〕

法人（これに関連する組織名等を含む）の名称のみが表示された上記裁判例とは異なり、法人の組織部門名が⑤マーク及び明らかに著作名義以外（「発行」）として付されており、かつ第三者の名称が複数箇所で付されている事案でも、第4要件の充足が認められている。

Yの運営する文化服装学院で講師を務めていたXは、繊維ファッション関連業務に必要な知識等を扱うテキスト（「本件書籍」）の著作者の1人としてその著作権を有するところ、Yが本件書籍を販売していることが著作権を侵害すると主張して、Yに対し、差止・損害賠償等を請求した。なお、本件書籍の作成経緯は以下のとおりである。Xは、当時のY理事長兼財団法人Z（後に検定試験を主催）の理事であるEの指示を受け、新たな検定の施行の可能性について検討を始めた。そして、Yの組織内で検討された後、ZがYにおける検討結果をまとめて検定試験実施計画（案）を作成した。

本件書籍の奥付には①「⑤Bunka Publishing Bureau 2006 Printed in Japan」、②「発売元」としてZの名称が記載されるとともに、③「発行」としてY文化出版局の名称が記載されている。④他方、本件書籍の著作者について明示的に言及した記載は存在しない。なお、⑤本件書籍の表紙下部、背表紙下部、扉左下部及びはしがき末尾には、YではなくZの名称が記載されている。

1審は、上記①②の奥付の記載に加え、Yにおいては、過去に③と同様の名義で書籍を出版している例があり、その際には①の表示が奥付に存在することに鑑みて、「本件書籍は、Yの著作の名義の下に公表されたものと認められる」とした。また、Yの名称が明示

されていないことなどから第4要件を欠くというXの主張に対して、⑤を認定した上で、一般的にこれらの箇所に表示される者が著作者と認識される例は多いと言えるが、Zの名称は記載されているものの、「これに『著』などの端的にZが著作者であることをうかがわせる記載は付されていない」として、表紙等におけるZの記載は、奥付の記載と必ずしも矛盾するものとはいえないとした。

上記のとおり、1審は体裁（過去の表示様式との関係も含む）をも重視して判断しているが、控訴審は、体裁に加えて、書籍の著作物としての性質等を総合考慮して第4要件の充足を認めた。すなわち、体裁については、「⑤マークはクレジット表記（コンテンツの著作者、提供者を示すもの）としても社会一般に浸透しつつあることが認められる。⑤マークと『著者』、『作者』、『著』、『作』等の表記が併存する場合には、⑤マークが著作権者の表示、『著者』等が著作者の表示を意味すると理解すべきであるが…、本件書籍においては、『著者』、『作者』、『著』、『作』等の表示はない。少なくともこのような場合には、⑤マークをクレジット表記と理解する余地もあると解され、最終的にはこれが著作者表示として認められるかどうかは、本件書籍の著作物としての性質等を総合して判断する必要があるというべきであ」り、また、⑤については「本件書籍を本件検定の標準テキストとして推奨していることを示すために、本件検定の実施主体であるZの名称を前面に出したと理解されるものであり、これを著作者の表示と解すべき根拠はない」とした。そして、著作物としての性質等については、「本件書籍は、その性質上、執筆者個人の表現の個性・創作性が重視されるものではなく、あくまで本件検定試験に準拠したテキストとして制約を受けた上で執筆されたものであるから、そのようなテキストの発行を企画・編集した発行主体（組織体）を著作者の創作主体

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

として遇することが自然といえる。本件書籍が、あえて執筆者個人（自然人）を著作者として明示していないのは、上記の趣旨に基づくものであると理解される」とした上で、「上記奥付の記載（特に②マーク）に本件書籍の著作物としての性質等を総合すると、本件書籍は、Yの著作名義の下に公表されたものと認めることができる」とした<sup>25)</sup>。

(5) 大阪地判平成24・2・16判時2162号124頁〔漢検〕

法人の名称が著作名義以外（「監修」及び「発行所」）として付されており、かつ第三者の事業部門名が「編者」として付されている著作物についても、第4要件を認めた事例がある。

X（財団法人日本漢字能力検定協会）は、日本漢字能力検定（漢検）の実施等を業とし、その検定対策用問題集（「本件各書籍」）を発行している。Y1（教材の製作・販売業）の代表取締役であるY2はXの元理事長であるところ、Yらは、本件各書籍の印刷会社やXの理事等に対し、同書籍の著作権がY1に帰属しており、Xの依頼を受けて同書籍の印刷を行った場合、Y1の著作権を侵害すると告知した。XはYらに対し、Xが本件各書籍の編集著作権を有することの確認及びYらの上記告知等の差止を請求した。同書籍の奥書には発行当初、「編者 日本漢字教育振興会（Y1の事業部門名）」「監修 X」「発行者 Y2」「発行所 X」と記載されていた。

裁判所は、まず、奥書の記載から編集著作者をY1と推定した。その上で、Xについて第1～3要件を認め、第4要件については創作時判断説を採用した上で、以下のとおり判示し第4要件の充足を認めて上記推定を覆した。「本件では、Xの発意により、Xの従業員が本件各書籍の編集著作を行ったものであるから、本件各書籍は、創作の時点において、Xが、その編集著作物を利用、処分する権利を有しており、その名義により公表する

ことが予定されていたということができる（実際に編集作業に携わった、個々の従業員の名義の下に公表されることが予定されていたことを窺わせる事情はない。）。「この点、本件各書籍は、当初発行に当たり、編集著作者を意味する『編者』が日本漢字教育振興会（Y1）と表記されていたものであるが、前記…のとおり、その編集著作者は、Xの従業員であり、日本漢字教育振興会を編者とする上記記載は実態に合致せず、上記記載のみをもって、日本漢字教育振興会を本件各書籍の編集著作者であるとみなすことはできない。」

本件では、実態と合わない編者表示がされていたが、一方で、後記3.2（法人名の表示がない）と異なり監修等としては法人名が付されていた。しかし、裁判所は、これを一理由としては挙げずに、第1～第3要件の充足及び従業者名義の下に公表することを予定されていた事情の不存在を理由に第4要件を認めている。判決文からは明らかでないが、本件は、法人の代表者が、自己の利益を図るために、自身が代表取締役を務める別法人名（当該法人との関係では第1～第3要件を満たさない）を付して公表している可能性があるところ、当該別法人の著作権を主張している。当該主張は、従業者の利益に資さない上に、第1～3要件を満たしている法人の利益を代表者の専横により多大に害するものであり、この点からも裁判所の判断は極めて妥当であると考える。もっとも、判決はそれにとどまらず、傍論ながら「実際に編集作業に携わった、個々の従業員の名義の下に公表されることが予定されていたことを窺わせる事情はない」とも述べており、仮に従業者と法人との間の争いであっても結論は同じだったであろう。

(6) さいたま地判令和5・2・8令和3年(ワ)847号〔鉄道ポスター〕

以上の裁判例に対して、法人に関係する名称が付されていた（ただし、あくまでも原告

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

の主張に基づく）にも拘わらず第4要件を否定した裁判例がある。もっとも、本件は、著作権の帰属に関する争いではなく法人の責任を認める一棍撃として職務著作が主張されたという特殊事案である。

Xは、Y1（鉄道会社）及びその子会社であるY2（鉄道事業及び広告・宣伝業）が、Xが撮影した鉄道車両の写真を翻案してポスターを制作し、Y1が運営する鉄道駅構内に掲示したことによって、Xの著作権・著作者人格権を侵害したと主張して、Yらに対し損害賠償請求等をした。

Xは、当該ポスターはY2の職務著作に該当する旨主張したが、裁判所は、当該ポスターには、Y2の名称が付されていないことが認められるから、第4要件を満たさないとした（ただし、Xの主張によるとポスターには「駅現業長連絡会」（Y2に所属する組織）などの組織の名称が付されていた<sup>26)</sup>）。その上で、Y2には従業員が業務上制作したものを掲示する場合の著作権侵害確認の注意義務違反があるとして、Y2の不法行為責任を認めた。

第4要件については体裁から厳格に解する裁判所の判断によると、仮にポスターが適法著作物であり、Y2と当該作成者や第三者との間で著作者性が争われた事案であっても、職務著作は成立しないことになる。なお、本件の解決方法としては、職務著作性の検討に入らずにY2の不法行為責任を認めればよかったですように思われる。

### 3.2 法人名は付されず（従業者名も付されていない）、第三者名（委託者名や法人の代表者名等を含む）のみが付されているもの

3.1とは異なり、法人名は付されておらず、第三者名のみが付されている事案については、第4要件の充足を認めたものと、同要件の充足を否定しつつ法人に著作権が帰属する

としたもの、同要件の成立を否定した上で法人の代表者の主張を認めなかったものがある。

(1) 東京地判平成14・11・14平成13年（ワ）15594号〔ファイアーエムブレム1審〕・東京高判平成16・11・24平成14年（ネ）6311号〔ファイアーエムブレム控訴審〕

X2（コンピュータソフトウェアの設計・販売業）は5つのゲームソフト（「Xソフト」）を製作し、X1（家庭用ビデオゲーム機・ゲームソフト等の開発・製造・販売業）は、X2の許諾に基づいてXソフトを製造・販売した。Y2（代表者Y1はX2の元開発部部長）とY3（書籍・雑誌の出版及びソフトウェアの製造販売業）がゲームソフト（「Yソフト」）を共同制作し販売したため、XらがYらに対し、著作権侵害等に基づく差止・損害賠償請求をした。Xソフトのうち1本（トラキア）にはX1とX2の①表示があるが、それ以外の4本にはX1の①表示しかないため、X2について第4要件が争われた（なお、X2はX1に著作権の2分の1の持分を譲渡している）。

1審は、創作時判断説に則った上で、以下のとおり述べてXソフトの著作権がXらに帰属することを認めた（Yらの複製権等侵害は否定）。

「本件においては、証拠…及び弁論の全趣旨によれば、…完成したゲームソフトを作成に関与した従業員の名義で公表することは、X2においてはもちろんのこと、作成に関与した従業員においても、全く予定しておらず、むしろX2の名義で公表することが合意されていたと認められる。したがって、Xゲームについては、…すべて職務著作としてX2を著作者と認めるのが相当である。」

控訴審では、Xらは、トラキアの翻案権侵害のみを主張した。裁判所は「トラキアは、X2の発意に基づいてその従業員が職務上作成した著作物であり、その著作権の帰属に関してX2と従業員又は第三者との間に合意が

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

存在したとは証拠上認められず、さらにトラキアの商品パッケージなどにはX2の名前が、X1の名前とともに、『⑩』表示されていることが認められる」として第4要件の充足を認めた。控訴審はトラキアのみが問題となり、第4要件充足の理由として体裁も付加されているが、それ以外は第1～第3要件及び第5要件の事実のみを理由にしているといえよう。

（2）大阪地判令和3・4・8平成30年（ワ）5629号〔リクルート〕

一方、求人広告について委託者の表示のみであることから第4要件を満たさないしつつ、受託者の著作権の帰属を認めた裁判例がある。

X（広告代理店業）は、P1（Xの元取締役）・P2（元従業員）及びY（広告代理店業）に対し、P1の在任中の任務違背行為・P2の競業避止義務違反行為によるXの顧客侵奪等及びYによるXが著作権を有するリクルート社（A）向け求人広告原稿（「X原稿」。A発行の求人情報誌等で使用）の無断複製・翻案・ウェブサイトへの掲載による著作権侵害に基づき、Yに対し損害賠償を請求した。このうち著作権侵害については、X原稿の著作権の帰属等が問題となった。

裁判所は以下のとおり判断した。「X原稿…は、いずれもXがAに対して広告として入稿して掲載されたものである…。これらの原稿は、A媒体に掲載されるものであるから、Xが自己の著作の名義の下に公表するものとはいえないものの、Xの業務の性質上、Xとその従業員との関係において、直接的に当該原稿を作成した従業員を著作権者とする趣旨であるとは合理的に見て考え難い（本件パートナー契約15条も（筆者注：X・A間の利用許諾条項），これを前提とした規定と理解される。）。その他、これらの原稿に関する著作権がX以外の第三者に帰属することをうかがわせる事情も見当たらない。」「したがつ

て、X原稿…の著作権は、いずれもXに帰属するものと認められる。」

このように第4要件の充足は否定しているものの、法人の著作権帰属を認めた理由づけは〔ファイアーエムブレム1審〕〔ファイアーエムブレム控訴審〕に通ずるものがある。

（3）東京地判平成17・9・28判タ1222号254頁〔神聖館曆〕

以上の各裁判例は、職務著作又は法人の著作権を認定したものであるが、著者欄に法人の代表取締役名が記載されていた事案で、これらを否定した裁判例がある。

Xは、運命判断等の説明会等を目的とする高島易断総本部神聖館の取締役であり、同社は、神聖館開運曆を発行していた。その後、曆等の出版物の企画・出版等を目的とするF（Xが代表取締役）が設立され、同社は神聖館開運曆（「神聖館曆」）を発行した。Y2（Fの取締役）は神聖館曆の作業業務に従事していたが、当該曆の著者欄にはXが著者として記載されている。その後、Y1（運命判断等の説明会等の企画会社）は高島本曆（「Y書籍」）を発行したが、同書籍にはY2が著者として記載されていた。Xは、Y1に対し、神聖館曆についての著作権及び編集著作権はXが有すると主張し（作成者がXであることを主位的に主張し、予備的にY2が作成したものであっても、XとFとは実質的に同一の立場にありFの職務著作に該当するとした上で、FからXへの著作権譲渡を主張<sup>27)</sup>），当該権利の侵害に基づく差止・損害賠償を請求した。

Xは、第4要件は対外的に誰が著作者であるかを明確にするとともに、法人内部にいる従業員に対し、自己に著作権が帰属するものではないことを明確にするためであり、X名義で公表されている以上、職務著作を認めることが当該趣旨に沿うと主張した。裁判所は、「Y2を雇用等するものではないXの名義で本件各書籍を公表することが、その著作

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

者を明確にするものではないことは明らかであるし、Xのような解釈によれば、当該従業員以外の誰の名義を付しても職務著作が成立することになりかねず、『法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの』であることを要件とした著作権法15条の明文規定に反することになるから、Xの上記主張は、採用することができない』等と述べて第4要件の成立を否定した。

裁判所の上記判断は、職務著作の制度趣旨及び結論の妥当性を勘案したものと思われる。すなわち、Xは、新たに法人(F)を設立し自らがその代表取締役となり、他の取締役(Y2)に職務上の著作をさせながら、Fの職務著作の成立と自己取引としての自身への譲渡を主張している等、職務上の著作物の私物化の意図が窺われる。裁判所が、Fについて職務著作としての第1～第3要件は満たすものの、体裁等から第4要件を否定し著作権のXへの帰属を認めなかったのは、Xの主張が職務著作の趣旨(Fの利益保護)に合致しないとの判断が働いたからであると考えられる。この点、〔漢検〕は、前記のとおり、法人の代表者の専横により同人が関与する他の組織名義となっている著作物について、当該法人の職務著作を認めて同法人の利益を保護した。〔漢検〕は、第三者の名称のみならず当該法人の名称も付されていた点で本件と異なるが、結論の分かれ目は表示の相違というより、職務著作の成立を認めることができると個人ではなく当該法人自体の利益に資するか否かの相違にあると思われる<sup>28)</sup>。

### 3.3 何らかの形や場所で、法人名又は第三者名と従業者名が付されているもの

以上は、いずれも作成者である従業者等の氏名等が付されていない事案であるが、従業者名が表示されている裁判例については、第4要件を認めたものと、同要件を充足せず職

務著作には該当しないとしつ従業者から法人への著作権譲渡を認めたものがある。

#### (1) 第4要件を認めたもの

① 東京地判平成26・9・12平成24年(ワ)29975号等〔読売新聞書籍1審〕・知財高判平成27・5・28平成26年(ネ)10103号〔読売新聞書籍控訴審〕

Y(出版社)が、利益供与・接待汚職事件の取材結果を基にした書籍(「A書籍」)の復刻版(「本件書籍」)を発行等したところ、X(読売新聞社)がYに対し、A書籍に関するXの著作権及び著作者人格権(同一性保持権、氏名表示権等)や名誉権を侵害すると主張して、差止・損害賠償を請求した。A書籍の著作者表示は「読売新聞社会部」、あとがきには、末尾に「読売新聞東京本社社会部次長B」、執筆者として当時Xの社会部に所属していたBら9名の氏名が記載されていた。一方、本件書籍のあとがきの末尾には「元読売新聞社会部B」と記載されており、あとがきの一部分にはBのXグループ本社代表取締役会長に対する球団私物化の糾弾が記述されており、著作者表示は「読売社会部B班」であった。Yは、A書籍の著作者表示「読売新聞社会部」について執筆者9名の総称であると主張した。

1審は、以下のとおり第4要件の充足を認めた。すなわち、「名義の認定については、その表示されている場所、体裁やその著作物の性質等から総合的に判断すべきであ」り、A書籍の「本文は、当時、読売新聞社の従業員であって、その社会部に所属していた記者らが、社会的に問題となった本件利益供与及び接待汚職事件に関して、報道のために職務上行った取材に基づいて執筆し、これを職務上作成したものであること、A書籍…の奥書には、『著者』として『読売新聞社会部』と表示され、『The Yomiuri Shimbun City News Department 1998』の記載とともに『©』が表示されていることが認められる」ことか

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

ら、「Xの著作名義の下に公表されたものと認めるのが相当である」とした（控訴審もこれを支持）。

本件はあとがきで執筆者名として従業者の氏名が連記されていたものの、奥書には著作者名として法人名と部門名のみが記載されていることから、場所や体裁のみでも第4要件の成立が認められる事案と思われる。しかし、裁判所は著作物としての性質も判断要素として挙げている点と、あてはめ段階で従業者らのA書籍の執筆と職務との関連性に照らして判断しており、また、創作性の高低には言及していない点にも意義があるといえよう（Yは、A書籍が極めて創作性の高い著作物であること等も主張したが、裁判所はこれに応答していない）。

② 東京地判平成9・3・31判時1606号118頁〔在宅看護書籍（書籍6）1審〕・東京高判平成10・11・26判時1678号133頁〔在宅看護書籍（書籍6）控訴審〕

裁判所は、法人の表記について明確には法人の著作名義とは言い難い表記について、これを認めている。

本件では、Y1（印刷物の作成・企画・デザイン業の会社）・Y2（Y1の代表取締役）とX（Y1の元経理担当）との間で、老人の在宅看護に関する複数の書籍（イラストや漫画を交えてわかりやすく説明するなどしたものの）の著作権の帰属が争われた。〔読売新聞書籍〕とは異なり、複数書籍中の一冊（書籍6）のY2に関する記載は「制作」であり著作者表示であることが明確ではなく、また、制作スタッフとしてY2の他に従業者名が、表紙に監修として第三者名が表示されていた。

1審は、以下のとおり述べて第4要件の充足を認めた（第4要件の成立を否定した書籍7は後述）。「書籍の奥付とは、我が国独特の慣行で、書籍の末尾に、『書籍の題号、発行年月日、印刷年月日、版数、刷数、定価、編・著・訳者名、発行所住所・電話、印刷所住所・

電話』等を記載したものをいう（著作権事典…）ところ、右のとおり、書籍6の前記奥付には、著者名の記載はない。そして、右奥付には、『編集…（筆者注：Y1とは別の組織名）』との記載、及び、『制作 株式会社丙川乙山館』との記載があるところ（筆者注：Y1の社名は「株式会社乙山館」、丙川はY2の姓）、この『制作』の用語については、映画の著作物の著作者を表示する用語として『製作著作…』ないしは『制作著作…』との用語が用いられることが多いが、書籍の奥付においてこれを著作者の表示として用いることがあるかどうかについては、直接これを認定しうる証拠はない。しかし、本件においては、前記のとおり、Y1の代表者であるY2の依頼でAがそのY1の勤務時間の大半を使って書籍6初出部分のイラスト及び漫画等を描き、Y1がこれに給与を支払っていたことからすると、少なくともAが職務上著作した書籍6初出部分のイラスト及び漫画並びに共同編集著作については、Y1が著作した趣旨で、『制作Y1』との著作名義を付したものと認めるのが相当である。」（控訴審もこれを支持）。

このように裁判所は、Y1の社名の前に付された「制作」の用語の意味を一定程度勘案しつつ（ただし、制作スタッフとして従業者名も表示されていた）、作成経緯（第1～第3要件の事実）から法人の公表名義の有無を判断している。

③ 那覇地判平成20・9・24判時2042号95頁〔写真で見る首里城〕

本件は、写真（首里城）の著作物について、X（Y1の元取締役）がY1（写真作成・書籍等の制作・編集業）等に対し、複製権・氏名表示権侵害に基づく差止・損害賠償を請求した事案である。当該著作物には、Y1の商号が編集制作者として表示されるとともに、Xの氏名が撮影者等を示すものとして表示されていた。

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

裁判所は、編集制作者としての法人の商号の表示及び証拠（Y1 代表者の調書及び弁論の全趣旨）によれば、「Y1 では写真の著作名義を自社として記載することを欲していたことが認められる」ことから、第4要件を充足するとした。

本判決は、従業者側の意向（両者間の合意の推認等）には言及せずに、法人の意向から判断しているところに特徴がある。もっとも、元取締役 X の当該業務は、Y1 が首里城の写真集を制作し第三者が発行するためのものであったことに鑑みるならば、第1～第3要件の事実から第4要件の充足性を認めるという理論構成もありえたであろう。

④ 東京地判平成18・4・27 平成15年（ワ）12130号等〔人材開発研修テキスト1審〕・知財高判平成19・12・28 平成18（ネ）10049号〔人材開発研修テキスト控訴審〕

裁判所は、受託者及び委託者の社名が著作権表示され、著作者欄には、従業者名が作成者、代表取締役名が監修者として著作物に記載されている事案についても、第4要件の充足を認めている。

X1（企業経営等に関するマネジメント研修事業等）の元代表取締役（B）と元従業員（C・D等）が、X1退職後にYを設立し、X1在職中の職務著作でありXら（X1及びそのグループ会社）に著作権が帰属するテキスト（「Xテキスト」）の複製物等を販売等しているとして、XらがYに対し、著作権及び著作者人格権（氏名表示権・同一性保持権）侵害に基づき、販売等の差止・損害賠償請求をした。Xテキストは、X1が法人Aから社員育成研修のコーディネーター及び講師派遣の依頼を受けて、当該研修に使用するために当該業務に従事するBらが作成したものである。

1審は、以下の理由によりXテキストについてX1の公表名義を認めた。

「Xテキスト1の原稿データには、各頁の

下部に『All Rights Reserved Nutre Innovation（筆者注：X1社名）（at New York）2002』と記載され、Xテキスト1のうち講義編（…）の最終頁の著作者欄にはC及びDが作成者、Bが監修者として記載されている」（筆者注：B～Dの肩書も記載されていた）。「なお、Xテキスト1は、…の各原稿（各頁の下部に上記X1の著作権表示がされたもの）に表表紙と裏表紙を付した体裁で受講生に配布され、裏表紙の下部に『法人A』と記載されている。しかし、X1が法人Aに対してXテキスト1の著作権を譲渡する旨の合意があったと認めるに足りる証拠はなく、当該表示が法人Aが著作者であることを示す趣旨であるとは解されない。」「前記認定事実に加え、X1における著作権帰属についての取決め（筆者注：「著作権の手引き」では、職務著作の全要件を満たすことを前提として法人が著作者となる旨及び著作表示（社名と年）を入れることの依頼文が記載されている）を併せ考えれば、Xテキスト1はX1の著作の名義の下に公表されたものというべきである。」

著作者欄にはYらのうち元従業員らが作成者として表示されている一方で（この点において、あとがきを除き部署の表示に留まる〔読売新聞書籍〕とは異なる）、原稿各頁の下部にX1の社名が付されており、主に体裁から著作名義を捉えたと解されよう。また、法人名義の表記とする社内での取扱いも、第4要件の成立を認めるのに相当有利に働いたと考えられる。

なお、控訴審も第4要件の充足を認めたが、上記体裁から「『著作者』が『作成』、『監修』、『発行』の総称として『著作者』という表現を使っているにすぎないといえる」等の理由により、「『著作者』の表示が直ちに著作権法上の著作者を示すものとはい難い」としている。

⑤ 東京地判平成11・10・29 平成9年（ワ）

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

14979号等〔ヴェリタス1審〕・東京高判平成12・10・26平成11年(ネ)5784号〔ヴェリタス控訴審〕

さらに、法人の部門名及び従業者名の後に「著」が付されているものについても、公表名義要件を認めた裁判例もある。

X（学習塾Yの元取締役かつ数学科の塾講師）が、Y（株ヴェリタス）に対し、塾の授業で使用する各テキスト（「本件各テキスト」）の著作権はXに帰属しているところ、Yによる無断複製とテキストとしての使用がXの複製権を侵害するとして、差止及び損害賠償等を請求したのに対し、Yも著作権が自社に存するとして反訴を提起した。

1審は、①本件各テキストには表紙の中央にYの塾の講座名、表紙の下部に「教育研究会VERITAS数学科」と表示され、右講座名の右下の「VERITAS数学科」の下に「X著」と記載されており、そのうちの3テキストには、表紙のみならず、テキストの各頁の上部にも「教育研究会VERITAS」と記載されていること、②Yのテキストには従前は執筆者名の記載がなかったところ、執筆者についての父兄の問い合わせが多くなったことや、多数の講師がテキストを執筆するようになり、執筆者名を一見してわかるようにする必要が生じたことから、Xの指示によりYのテキストに執筆者名を記載するようになったことや、他の講師AがY塾を退社した際、本件各テキストのうち1テキストの「A著」の記載がXにより削除され、Yにおいて同記載のないものが使用されていたことからすると、執筆者名の記載がX名義の表示ではなく、講座担当者の表示であるとX自身及びYの社内において認識されていたと見るのが自然であること、③テキストの内容や使用状況（筆者注：判決文では当該要素に関連する事実が特定されていないが、テキスト作成が新人講師にもでき、簡易な作りであったこと、講師が授業用に作成し、これに沿って

授業を行ったこと、テキストは、講座で繰り返し用いられY塾以外で使用されることはないといったという事実認定を指すと思われる）に照らすと、「X著」の記載は、その上にある「VERITAS数学科」との記載と一連のものとして、当該テキストの執筆をYの数学科の講師であるXが担当したことを表示したものと認められるとして「Yの著作の名義で公表されるものと認められるのが相当である」とした（控訴審もこれを引用してXの控訴を棄却）。

⑥ 東京地判平成7・12・18判時1567号126頁〔ラストメッセージ〕

一方、雑誌中の挨拶文について、当該文章の中では法人（出版社）名や編集局長等の肩書がなく作成者たる従業者名しか付されていない事案がある。

雑誌の出版元であるXら（10社）が、自社が出版し休・廃刊となった286誌の雑誌の最終号の表紙、旧・廃刊に際し出版元の会社や編集部、編集長等から読者宛に書かれた文章等（「本件記事」）を複製・印刷した書籍を発行したYに対し、著作権侵害に基づく差止・損害賠償請求をした。

裁判所は、「各雑誌は出版元である各Xの下に公表され、本件記事が当該雑誌の一部であることは明らかであるから」第4要件を充足すると認めた。また、「一部の記事については、「執筆者名等（似顔絵や肩書だけの場合もある。）が表示されていることから、Yは、これらの記事は各Xの名義の下に公表されたものではなく各執筆者が著作者であると主張する。しかしながら、本件記事は、当該雑誌の休刊又は廃刊にあたっての挨拶文であり、会社の機関ないし一部門として当該雑誌の編集作業に携わった者が会社を代弁して挨拶するために、これらの者が法人内部の職務分担として執筆したものと認めるのが相当であり、このことは、44の記事を除き、『編集長』という肩書や『編集部』、『スタッフ』

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

等の表示が付されていることからも明らかである」とした。

本件では、編集著作物である雑誌中の独立した著作物（挨拶文）付近には法人名はなく<sup>29)</sup>、また従業者名のみで肩書等がないものもあったが、裁判所は、当該挨拶文も含めて職務分担として執筆したものとしている。そうすると、本判決は実質的には、本件記事が法人の業務に含まれることや執筆者の法人における立場等、第1～第3要件に関する事実から第4要件を充足していると判断したと解することもできよう<sup>30)</sup>。

### （2）公表名義要件を否定しつつ、著作権譲渡を認定したもの

以上に対して、法人名が「著作」「編集」「制作」等として表示されていない事案において、第4要件の充足を否定した上で、従業者から法人への著作権譲渡を認定した裁判例として、東京地判平成9・3・31判時1606号118頁〔在宅看護書籍（書籍7）1審〕、東京高判平成10・11・26判時1678号133頁〔在宅看護書籍（書籍7）控訴審〕がある。

書籍7は前記の書籍6とは異なり、法人（Y1）の名称が「制作」として表示されておらず、「発行」「編集」として表記されているのも第三者名であった。

裁判所は、「Y1がこれを著作ないし編集した旨を表示する記載はない」、書籍6と同様、奥付の下欄に比較的小さな文字で、製作スタッフとして、Y2（Y1の代表取締役）他6名の「氏名が記載されているが、製作スタッフの記載によって、Y1の著作の名義の下に公表されているものとは認められない」とした。

このような書籍7と同6との第4要件充足に関する判断の相違は、「『発行』が『著作』と異なることは明らかで、発行の名義をもって著作の名義と解することはできないし、」また、発行・編集として表記されているのも第三者名であること（しかも、当該第三者は

Y1と目的等を異にし、Y1や従業員が会員として名を連ねたことがないし、Y1と同一等とはいえない）から、「これらの記載によつては、Y1の著作の名義の下に公表されているものとは認められない」という判旨に表れている。体裁から判断する限りでは、いかに広く解釈してもY1の公表名義は認められなかつた事案といえよう。また、判決文には示されていないが、あえて書籍6とは異なる表記をしていた点も勘案されたとも解しうる。

もっとも、裁判所は、このように職務著作の成立は否定しつつも、Y1の従業員のうちイラストやデザイン等の作成が業務の中心的部分であった者（すなわち、第1～3要件を充足する）との関係では、創作時ではなくこれに先立つ雇用契約締結時における著作権の默示かつ包括的な譲渡を認めている<sup>31)</sup>。著作権譲渡の認定の主な理由づけとしては、職務著作の第1～第3要件及びこれに関連する当該著作物の業務上の重要性（反復利用等を含む）、従業者の業務と当該著作物の作成との関係（業務の中心的部分）、給与と業務の対価性からの従業者の権利帰属に関する意識の希薄性及び当該著作物と同種の著作物に関する実務的取扱いが挙げられている。これらは第4要件について学説で述べられている著作物の性質や著作物作成の経緯・作成の目的の要素ともいいうことができるし、さらには、第1～第3要件と実質的に同じとも解しうるのであり默示の譲渡（しかも創作時に先立つ雇用契約締結時）という事実認定において、職務著作の趣旨に合致した規範的評価をしているともいえよう。

### 3.4 無名義と（も）解されるもの

上記裁判例とは異なり、東京地判平成18・2・27判時1941号136頁〔維持講習資料1審〕、知財高判平成18・10・19平成18年（ネ）10027号〔維持講習資料控訴審〕は、公表が第三者名義か法人名義か無名義かの評

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

価が分かれている。事案の概要は以下のとおりである。

Xは、Y1（冷暖房、温湿度調整装置等の設計、工事等を業とする会社）の元従業者である。Y2は、計装工事業に関する諸問題について調査研究等を行うことを目的とする社団法人であり、Y1等計装工事業を営む法人等がその会員となっている。Y2は計装士の資格（建設大臣認定資格）の認定及び計装維持のための講習（「維持講習」）を主催しており、その講師は、Y2の依頼を受けて会員企業から派遣された者が務め、各講師が、原則として、同じテーマで5年間継続して講習を担当することとされている。Xは、Y1在職中（東京本店計装システム部所属）に、Y1を介しての社外用務応嘱として、平成12年度の維持講習の講師を務めた。講習資料は講師が準備してY2に提出し、Y2が、同年度に行われる講習資料を合綴し受講者に配布している。Xが講師を務めた平成10年度から同12年度の講習の資料も同様の取扱いがされており、資料集の表紙の上部に「計装士技術維持講習」の文字と各講習テーマが、下部にY2の名称が表示されている。各テーマ資料の各表紙には、上部にテーマ、下部に「講師」という表示に統一して、講師の所属部署や役職とともに氏名が表示されており、X作成のテキスト表紙も「Y1 東京支店 計装システム部部長 X」と記載されていた。Xは平成13年に部署異動となり、Y1は、Xの後任としてA（計装システム部員）を講師として派遣することとした。Aは、平成12年度の資料（「12年度資料」）を利用して同13・14年度の講習の資料を作成し、Y2が当該資料を配布した。Xは、Y2に對し、12年度資料の著作権及び著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権）侵害に基づく損害賠償・謝罪広告等請求をした<sup>32)</sup>。

1審は、以下のとおり第4要件を否定した。維持講習の講習資料集の上記の体裁「によれ

ば、12年度資料には、講師名としてXの氏名が表示されるのみであり、著作名義については、その表示がなされていないか、あるいは、講習資料集の表紙に表示されているY2の著作名義と解すべきであり、Y1の著作名義で公表されたと認めることはできない<sup>33)</sup>。」「12年度資料の表紙の講師名の記載は、講師と資料作成者とが異なることもあり得ることからすれば、講習資料の著作者を示したものとは認め難いし、加えて、講師名に付されたY1の名称は、Xの所属する会社名を記載したにすぎないものと理解されるのが通常であって、Y1が講習資料の内容について最終的に責任を負うことを表示したものと理解されるのは困難である。また、12年度資料は、Y1の著作名義を付することなく平成12年度の維持講習の講習資料集としてまとめられて受講生に配布されており、既に公表されているのであって、Y1の著作名義で公表されるべきものということもできない」とした。

一方、控訴審は、職務著作の成否全体については「資料の作成経緯、内容等について検討する」としているものの、公表名義要件の検討にあたっては、1審と同様、名義部分の実際の体裁から判断している。すなわち、第4要件充足のためには「Y1の著作名義をして公表したことをするところ、…平成12年度の講習資料集の作成名義は、表紙の下段に表示されているY2であると認められ、Y2が講習資料の内容について最終的に責任を負うことを表示したものということができる」とし、Xの作成した12年度資料の表紙の記載については、1審と同様に第4要件の成立を否定した。

その上で、1審及び控訴審とともにXのY2に對する複製の許諾の成立は認めた。このうち1審が利用許諾の成立を認めた理由は、上司の指示による後任者への留保なしの電子データ等の交付、資料作成が職務上されたも

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

のことであること、5年間同一のテーマで講習が行われることからの資料の反復利用の可能性・必要性というものである（XがAから講師料のほぼ半額を受領していたことも許諾の事実と整合するとしている）。法人等の業務上作成した著作物は法人等が反復利用する可能性・必要性があること、したがって後任に資料も引き継ぐのが一般的であり、交付の事実も含めていずれも第1～第3要件が前提としている事実と重なるといえよう。一方、控訴審は、1審より一層、維持講習及び講習資料の作成と業務との関連の強さを認定しているように解される。すなわち、講師派遣はY1・Y2間での合意及びY1の指名によるのであり、それによりXが指名され業務命令により講義を行ったことかつ講習資料に基づく講義が要請されていたため、資料作成は当該講義の付随業務であり、Xの私的な著作物ではないこと、講習テーマはXの担当業務に関するものでありY1の社内資料等を適宜参照していること、5年間同一テーマであることが原則とされており大幅な変更は予定されていないこと、上記事情の下で、Xが上司の指示を受けて何らの留保なく資料の電子データを交付したものであることから、複製を默示的に許諾したと解している。一方、氏名表示権侵害については、「Xの氏名の表示は、あくまでも当該維持講習の講師名を表示するものであって、12年度資料の著作名義を表示するものとはいえない。氏名表示権の、著作者名を表示するかしないかを選択する権利であるという側面からみた場合、Xは、12年度資料について、少なくとも、Xの氏名を著作者名として表示しないことを選択しているものと解される」としている。裁判所は「XはY2名義で公表することを選択した」とはしていないことからすれば、氏名表示権侵害の成否の分水嶺は、自己の氏名を著作者名として表示するか否かにあると示唆していると考えられる。同一性保持権侵害について

は、「講習者の個性ではなく当該分野での経験に基づく正確な専門知識を伝達することが期待され、かつ、予定されている性質のものであったことが認められる」ことから（自己の業務とは別に私的に作成したものではなく）、Xは複製・改変を默示的に許諾しており、著作者の同意に基づく改変であるとした（1審も同旨。ただし、1審はやむをえない改変（20条2項4号）に該当するとした）。

以上のとおり、1審及び控訴審は、後任のAに何らの留保なく電子データを交付していることといったX自身の行動による意思の推認も根拠として挙げているが、一般的に、業務上作成したデータであれば、後任への交付は業務引継ぎの一環（通常業務）として行われる行為であろう。また、著作物が継続的に利用される可能性・必要性、職務上の作成であること、当該著作物の業務上の非代替性（同一性保持権侵害否定の根拠として挙げられた事実を含む）といった、判旨が利用許諾を根拠づけるために挙げている事実は、第4要件に関して学説が述べている著作物の性質や作成の経緯・目的等に密接に関連するものと思われる。特に控訴審は、資料作成と業務との関連の強さや業務上の重要性・反復利用可能性を1審よりさらに強く根拠として挙げている一方で、利用許諾を根拠づける他の特段の事実は認められない。

その他に無名義と解されうるものとして、東京地判令和6・12・23令和6年（ワ）第70126号〔文学館1審〕・知財高判令和7・7・9令和7年（ネ）10016号〔文学館控訴審〕がある。当該裁判例では、市の文学館において展示等するために制作され、同館において公開された展示パネルの解説文等（第1～第3要件を充足する）について、第4要件の充足を認めている。

### 3.5 小括

公表された著作物に関する上記裁判例は、

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

いざれも第1～第3要件を満たすが、作成者たる従業者のみが明らかに著作者として表示されている事案とは認め難い。そのような事案において、裁判所は、表示如何を問わず（法人名が一切付されていないものを含む（〔ファイアーエムブレム1審〕））、一部の例外はあるものの、概ね第4要件を認めている。あるいは、これを否定する裁判例でも、著作権の法人への帰属（默示の譲渡を理由とするものとして〔在宅看護書籍（書籍7）1審〕〔在宅看護書籍（書籍7）控訴審〕、業務の性質を理由とするものとして〔リクルート〕）や利用許諾を認めている（〔維持講習資料1審〕〔維持講習資料控訴審〕）。法人側が著作権の譲渡を主張しなかったが、当該事案の解決としては利用許諾の認定で足りたとの考えに基づくとも考えられる）。これらの例外として〔神聖館暦〕及び〔鉄道ポスター〕があるが、前者は法人ではなくその代表取締役個人の利益が、後者は著作権の帰属ではなく法人の責任が実質的な争点であった。

第4要件充足の理由として挙げられているものとしては、主に体裁を重視しているもの（〔四谷大塚1審〕〔四谷大塚控訴審〕〔システムサイエンス本案〕〔ファッショング色彩1審〕〔人材開発研修テキスト1審〕〔人材開発研修テキスト控訴審〕）がある。一方、主に第1～第3要件の要素（文言としては、業務との関連性・指揮監督関係・著作物の性質・作成経緯を挙げているものを含む）を勘案していると解されるものや（〔ガールズロゴ〕〔漢検〕〔ファイアーエムブレム1審〕〔在宅看護書籍（書籍6）1審〕〔在宅看護書籍（書籍6）控訴審〕〔写真で見る首里城〕〔ラストメッセージ〕），体裁と第1～第3要件を勘案しているもの（〔ファッショング色彩控訴審〕〔ファイアーエムブレム控訴審〕〔読売新聞書籍1審〕〔読売新聞書籍控訴審〕〔ヴェリタス1審〕〔ヴェリタス控訴審〕）がある。また、従業者名での表示（が予定されていたの）ではない

という当事者の意思の推認等に言及するものもある（傍論を含む。〔四谷大塚控訴審〕〔漢検〕〔ファッショング色彩控訴審〕〔ファイアーエムブレム1審〕〔写真で見る首里城〕）。

そして、これらのうち委託業務等に基づき作成された著作物に関する裁判例は、実務上、委託者（のみ）の名義で公表せざるを得ない等の特段の事情の有無に関わらず、第4要件の充足または法人に著作物の利用権限を認めている（〔四谷大塚1審〕〔四谷大塚控訴審〕〔ファイアーエムブレム1審〕〔ファイアーエムブレム控訴審〕〔リクルート〕〔人材開発研修テキスト1審〕〔人材開発研修テキスト控訴審〕〔維持講習資料1審〕〔維持講習資料控訴審〕）。また、著作物に作成者名を記載することには不合理性までは認められないものの、作成者名の後に「著」が付されている事案について第4要件の成立を認めた事案もある（〔ヴェリタス1審〕〔ヴェリタス控訴審〕）。

次に、著作物の性質のうち創作性の高低についてみてみると、上記裁判例の中には、創作性が高いことを理由に第4要件を否定するものはない。確かに、〔ファッショング色彩1審〕〔ファッショング色彩控訴審〕〔ヴェリタス1審〕〔ヴェリタス控訴審〕は創作性の程度に言及しているが、いざれも、表現の個性・創作性が重視されない著作物であること等を第4要件充足の理由の1つとして挙げている。一方で、一般的に創作性が高いと思われるゲームソフトに第三者名義のみが付されている事案で、第4要件の成立を認めたものがある（〔ファイアーエムブレム1審〕〔ファイアーエムブレム控訴審〕）。

第4要件の充足を認める1理由として、当該法人における過去の著作物の表示態様等を挙げているものもある（〔ファッショング色彩1審〕〔読売新聞書籍1審〕〔読売新聞書籍控訴審〕）。一方で、当該法人において、他の著作物の表示（当該法人名と利用許諾先の

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

名称を併記）とは異なり、利用許諾先の名称のみを表示した著作物についても、前者と異なる表記をすることの特段の事情を示すことなく第4要件を認めたものがあり（〔ファイアーエムブレム1審〕），当該裁判例は、法人に対して統一表記の運用を求めていないといえよう。他方、当該法人における他の著作物の表示（〔在宅看護書籍（書籍6）1審〕〔在宅看護書籍（書籍6）控訴審〕）とは異なる表記の著作物について第4要件を満たさないとした上で、第1～第3要件以外の特別な事情の認定なく法人への著作権譲渡は認めているものもある（〔在宅看護書籍（書籍7）1審〕〔在宅看護書籍（書籍7）控訴審〕）。また、同一業界（雑誌出版）における多数の同種の著作物について、雑誌名や肩書がなく作成者の氏名や似顔絵のみのものについても、肩書等があるものと区別することなく一律に第4要件を認めた裁判例もある（〔ラストメッセージ〕）。以上から、裁判例は、少なくとも著作権帰属の判断においては、当該業界や当該法人内部での表記の統一性は必ずしも重視していないといえよう。

なお、「公表されるものであること」について、実際に公表された表記を重視すると、当該著作物の作成者や代表者による独断の表記によって、職務著作の成否が決せられるおそれがある。この点、これらの者による表記を重視していないと思われるものとして、〔漢検〕〔ヴェリタス1審〕〔ヴェリタス控訴審〕〔ラストメッセージ〕（いずれも第4要件充足を肯定）がある。

一方、第4要件を厳格に解釈した上で默示の譲渡や利用許諾による解決を図る裁判例は、前記のとおり、当事者間での譲渡や利用許諾の意識が希薄であると思われる状況下において、実際には概ね第1～第3要件に該当する事実をもって默示の意思があると認定したり（〔在宅看護書籍（書籍7）1審〕〔在宅看護書籍（書籍7）控訴審〕〔維持講習資

料1審〕〔維持講習資料控訴審〕）<sup>34)</sup>、譲渡という理論構成すらとらず、法人と作成者たる従業者との関係において従業者を著作権者とする趣旨であるとは合理的に見て考え難いとしたりしている（〔リクルート〕）。

このように裁判例の動向としては、第4要件の成立あるいは著作権の法人帰属が広く認められている。

## 4. 公表された著作物における公表名義要件（第4要件）の解釈に関する私見

上記裁判例の多くは、結論としては第4要件の見解如何に関わらず法人に著作物の利用権限を認めているが、いかなる判断基準が妥当か。

私見としては、以下の理由により、表記の体裁から厳格に判断するのではなく、実質的に判断するのが妥当であると考える。

一般的には、体裁から厳格に判断する見解は、実質的に判断するより法的安定性を確保する上では優れていると考えられている<sup>35)</sup>。しかし、体裁から第4要件を判断したと思われる〔維持講習資料1審〕が、「講師名としてXの氏名が表示されるのみであり、著作名義については、その表示がなされていないか、あるいは、講習資料集の表紙に表示されているY2の著作名義と解すべき」としているように、体裁から公表名義を明確に判断することも、必ずしも容易であるとは言い難い。

また、裁判例では、著作権法15条1項の趣旨は、「法人等において、その業務に従事する者が指揮監督下における職務の遂行として法人等の発意に基づいて著作物を作成し、これが法人等の名義で公表されるという実態があることにかんがみて、同項所定の著作物の著作者を法人等とする旨を規定したもの」とされている（最判平成15・4・11裁判集民事209号469頁〔RGBアドベンチャー〕、知財高判平成18・12・26判時2019号92頁

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

〔宇宙開発事業団〕等）。この点、現実には、第1～3要件を充足した著作物であっても、様々な取引の実態があり（〔ファイアーエムブレム〕の原告らの主張）、実際の表記については、作成者名・法人名・第三者名等の表記の有無（多数の関係者を表記するものを含む）や肩書の有無等の点で多種多様である<sup>36)</sup>。そのような中、創作時に予定されている公表名義を体裁から厳格に推測するのは、〔RGBアドベンチャー〕が述べる上記制度趣旨すなわち「法人等の名義で公表されるという実態」の捉え方として合理的とも言い難い。このような実態において、法人が、第1～第3要件を充足している著作物に関する責任を負い当該著作物について第三者と取引活動を行っているにも拘わらず、職務著作の成立を否定することは、当該法人等や取引先等に多大な不利益を生じさせ著作物の流通を阻害することになる<sup>37)</sup>。さらには、職務上作成された応用美術と意匠や商標（〔ガールズロゴ〕参照）との関係についてみてみると、第4要件を厳格に解するならば、無名義や第三者名義の場合、従業者が業務上作成した1つの作品について知的財産権の帰属が分かれ、流通をより一層阻害してしまうことになる。

次に、体裁を重視する見解は、著作権の默示の譲渡<sup>38)</sup>・利用許諾や著作者人格権の制限（不行使特約等）等による解決を図ろうとしているが、その場合、譲渡・許諾及び特約等の範囲・期間・排他性等の判断が難しい。法人等では著作物を業務上、長期に亘り継続して利用する場合も少なくなく、その間に創作時には想定できなかった態様での利用が必要となる可能性があるが<sup>39)</sup>、当該利用は譲渡・許諾の範囲外とされるおそれがある。この点、默示の許諾を認めた〔維持講習資料1審〕〔維持講習資料控訴審〕では、法人等が当該著作物を利用する必要のは短期間（全体で5年間）であったが、仮に当該従

業者の退職後にも社内外での使用の必要性がある場合、利用可能な範囲・期間が大きな問題となったであろう。さらには、法人等の第三者に対する再利用許諾が認められるか及びその範囲も不明確であり、体裁を重視する見解では、法人やその取引先等に萎縮効果が生じてしまい、ひいては法人の著作物利用の便宜及び投下資本の回収を図ることが難しくなる。さらには、利用許諾の場合、従業者や同人から許諾を受けた第三者も利用できるのであり、法人の独占利用は認められないし<sup>40)</sup>、著作権侵害者に対する権利行使もできない。加えて、多数の従業者による共同作成物の場合、法人による利用の可否の判断がより一層、難しくなる。

また、著作者人格権との関係についてみてみると、体裁説は「著作者人格権に関しても、著作権者が通常の態様で利用する限りにおいてこれを行使しないという明示ないし默示の同意が存するものとして取り扱」うことで職務上作成された著作物の流通の便宜を図っている<sup>41)</sup>。しかし、默示の不行使特約を広範に認めたり著作者人格権の要件を限定的に解釈したりすることにより、作成者の法人に対する著作者人格権行使を抑制することは、一般的な著作者人格権に関する解釈との整合性・明確性に悖る<sup>42)</sup>。

職務著作制度は、法人の著作物利用の便宜と円滑な流通の確保のために、著作権及び著作者人格権の帰属主体を簡易・単純化する法技術として、法人等を著作者として擬制するものである<sup>43)</sup>。そして、その正当化根拠については、私見としては、以下のとおりであると考える。第1～第3要件を充足した著作物については、法人が、その作成に投資しているのみならず<sup>44)</sup>責任主体となり、かつ一般的に専ら法人業務に使用されることが予定されている。このような創作に至るまでの法人の関与（第1～第3要件が内包する法人と従業者の社会関係性を含む）を背景に、

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

当事者が意識しているか否かは別として、当該著作物の利用権限を法人に集中させるという実態あるいは規範があると認められる<sup>45)</sup>。著作者人格権について述べると、職務著作は、法人に積極的に著作者人格権の行使を認めるための制度ではなく<sup>46)</sup>、法人の著作物利用の便宜の観点から従業者から当該権利を行使されないようにするための制度であると考える。そして、確かに、同制度は創作者主義の例外として従業者の著作者人格権を剥奪するものであるが、法人の指揮命令・監督下での従業者の創作は、請負等の法人から独立した立場にある者の創作に比して、少なからぬ制約があると解される<sup>47)</sup>。

この点、第4要件を体裁から厳格に解釈した上で黙示の譲渡や利用許諾による解決を図る裁判例は、前記のとおり、当事者間で譲渡や利用許諾の意識が希薄であると思われる状況下において<sup>48)</sup>、概ね第1～第3要件に該当する事実をもって黙示の意思があると認定している。このように、15条の上記要件に該当する事実以外の決定的な事実が認められないにも拘わらず、黙示の譲渡等を認めるという同条の枠外の解釈により、実質的には、職務著作制度の趣旨、すなわち当事者（法人と従業者）が形成した社会関係性に基づいて生まれる規範に沿うという趣旨をくみとった解決を図っているといえよう<sup>49)</sup>。前記のとおり譲渡・許諾等の範囲や著作者人格権の取扱いが不明確・不整合であるという課題が残る中、あえて15条の要件の規範的判断による解決を回避する必要性が乏しいと思われる。むしろ、上記のとおり実際には様々な公表実態がある中で、著作権及び著作者人格権の帰属主体の簡易・単純化を図るという15条の趣旨を十全化させるためには、15条の枠内による解決を図る方が適切であろう。

そして、15条の正当化根拠に照らすと、第1～第3要件を充足した著作物の場合は、積極的に法人等の名義で表示されることが予

定されているかではなく、従業者を著作者として公表することが予定されているか否かで判断するのが適切であり（上記のとおり、「従業者の名義として公表されることが予定されていない」ことに言及する裁判例として（傍論を含む），〔四谷大塚控訴審〕〔漢検〕〔ファッション色彩控訴審〕〔ファイアーエムブレム1審〕〔写真で見る首里城〕），以下の場合を除き第4要件を充足すると考える（ただし、職務著作の趣旨（当該法人の利益保護等）を逸脱している場合は、この限りでない（〔神聖館暦〕））。すなわち、法人等が作成者名のみを「著作者」として明記していたり（法人や第三者の表記が一切ない）<sup>50)</sup>、当該業界で従業者を著作者とする場合の著作者表示に関する確立した慣行があり（単に、当該法人における他の同種の著作物の表記や当該業界の一般的な取扱いを勘案するというのではなく）<sup>51)</sup>、それに則り従業者名を表示していたりする場合に限り、第4要件の充足を否定することが妥当であると考える<sup>52)</sup>。

また、このように解することが、判断基準の可及的明確化にも資するし、主に第1～第3要件の充足で判断する未公表の著作物に関する裁判例にも整合するであろう。

なお、創作性の高低により第4要件の成否を判断するのは、権利関係の明確化を図るために創作者主義の例外を定めた職務著作制度の趣旨を越えると考える<sup>53)</sup>。また、創作性の高いものこそ（ただし、その場合でも、前記のとおり法人から独立した関係にある者による創作に比して一定の制約を受ける），当該作成者のモチベーションの確保や感謝の気持ちを示すために作成者名を表記することも考えられる<sup>54)</sup>。このような表記について法人等に過度の慎重性を要求し、当該要求に応えていなければ第4要件を満たしていないと判断するのは、著作権法に関する専門性が高くない業種も含めた全業種の職務著作の取扱いについて、簡便な表記を認めず法人等への

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

負担が高く実態にも合致しないと思われる。

### 5. おわりに

以上のとおり、15条及び第4要件の趣旨から、第1～第3要件を充足した著作物の場合は、積極的に法人等の名義で表示されることが予定されているかではなく、従業者を著作者として公表することが予定されている

か否かで判断するのが適切であり、法人等が作成者名のみを「著作者」として明記している（法人や第三者の表記がない）、当該業界で従業者を著作者とする場合の著作者表示に関する確立した慣行があり、それに則り従業者名を表示していたりする場合でない限り、第4要件を充足すると考える。このように解する事が裁判例の概ねの動向や未公表の著作物に関する判断とも整合するであろう。

---

#### （注）

- 1) 辰巳直彦「法人著作」民商法雑誌107巻4・5号（1993）552頁、田村善之『著作権法概説〔第2版〕』（有斐閣、2001）382頁、中山信弘『著作権法〔第4版〕』（有斐閣、2023）267頁、小泉直樹他編『条解著作権法』（弘文堂、2023）279頁〔愛知靖之〕等。
- 2) 訴訟実務上は、実際に公表時に付された著作の名義は、予定されていた者を推認させる間接事実となるとしてこれを重視する見解がある（森義之「職務著作」牧野利秋=飯村敏明編『新・裁判実務大系 著作権関係訴訟法』（青林書院、2004）241-242頁、高部眞規子『実務詳説著作権訴訟〔第2版〕』（金融財政事情研究会、2019）56頁）。これに対して、創作経緯をより重視するものとして、奥村弘司「職務著作規定第4要件についての若干の考察～使用者名はどのように表記されるべきか～」設楽隆一他編『現代知的財産法 実務と課題 飯村敏明先生退官記念論文集』（発明推進協会、2015）1088頁注47。
- 3) 前掲注1)・田村384-386頁、金井重彦他編『著作権法コンメンタール（上巻）』（東京布井出版、2000）263頁〔小畠明彦〕、田村善之他編『プラクティス知的財産法II 著作権法』（信山社、2020）204頁〔平澤卓人〕。同旨のものとして小倉秀夫=金井重彦編『著作権法コンメンタール〔改訂版〕I』（第一法規、2020）399頁〔小松陽一郎〕。
- 4) 前掲注1)・田村385頁、同注3)・小畠263頁、同注3)・平澤204頁。
- 5) 前掲注1)・田村382頁。同注3)・平澤201頁も同旨。
- 6) 前掲注1)・田村385頁。
- 7) 前掲注3)・小畠263頁。
- 8) 加戸守行『著作権法逐条講義〔七訂新版〕』（著作権情報センター、2021）153-154頁、茶園成樹「新聞記事の要約」斎藤博=牧野利秋編『裁判実務大系27 知的財産関係訴訟法』（青林書院、1997）177頁、斎藤博「職務著作」同『知的財産関係訴訟法』240-241頁、茶園成樹「著作権法15条における公表名義の要件」阪大法学49巻3・4号（1999）64頁以下、前掲注2)・森237頁、潮海久雄「職務著作制度の基礎理論」（東京大学出版会、2005）30頁以下、前掲注1)・中山269頁、山根崇邦「著作権法15条1項をめぐる系譜的考察」日本工業所有権法学会年報39号（2015）102頁、前掲注2)・高部55-56頁、熊谷健一〔判評〕別ジユリ231号（著作権判例百選〔第5版〕）（2016）73頁、桑野雄一郎〔判評〕同272号（同〔第7版〕（2025）（以下「百選〔第7版〕」））55頁等。
- 9) 野一色勲「法人著作と退職従業者」民商法雑誌107巻4・5号（1993）613-614頁。
- 10) 潮海久雄〔判評〕判時1978号206頁。
- 11) 前掲注10)・潮海〔判評〕206頁。
- 12) 前掲注8)・茶園「公表名義の要件」64頁。
- 13) 藤野忠「従業者が作成した著作物の利用関係が争われる事例における『公表名義』要件の意義」

## 職務著作（著作権法15条1項）の公表名義要件

講習資料職務著作事件」(知的財産法政策学研究, 2007) 14号 368頁注24。前掲注8)・潮海『基礎理論』235頁注148も参照。

14) 前掲注13)・藤野367-368頁。

15) 高林龍編『著作権ビジネスの理論と実践』(成文堂, 2010) 97頁〔伊藤真発言〕。

16) 前掲注1)・辰巳548-549頁・557頁注18, 渋谷達紀『知的財産法講義Ⅱ〔第2版〕』(有斐閣, 2007) 87-88頁。

17) 前掲注1)・愛知281頁。

18) 前掲注8)・加戸153頁, 同注1)・愛知279頁。

19) 前掲注8)・茶園「公表名義の要件」63頁。なお, 後に示される大阪地判平成24・2・16判時2162号124頁〔漢検〕も, 同見解と同旨の判断基準を示していると解される。

20) 前掲注8)・山根102頁。

21) 本文の見解の他, 紋谷暢男「講演録 職務著作一職務発明等他の職務上の創作との関連一」コピライト510号(2003)5頁も参照。

22) 前掲注1)・辰巳551-552頁。

23) 前掲注2)・奥郷1091-1092頁。

24) 前掲注8)・潮海『基礎理論』30頁。同注8)・桑野55頁も参照。第4要件についても, 作成者の個性等高く反映される創作活動等について, 現実的な妥当性を確保するための補正的要件としての役割を持つとするものとして作花文雄『著作権法 制度と政策〔第3版〕』(発明協会, 2008)80頁。

25) これに対して, 第4要件の名義は, 著作者の名義であって, 著作権者の名義ではないため, 著作権者の表示(いわゆる「©」マークを含む)が付されていても, この要件が充たされるものではないとするものとして, 前掲注2)・森243頁。

26) Xの主張に対して裁判所は判断を示していないが, 本稿では, 当該表示があることを前提に無名義ではなく3.1の1事例として紹介する。

27) Xは, Fの職務著作を前提としてのFからXへの著作権譲渡は主張したが, 職務著作が成立しない場合のY2からF又はXへの著作権譲渡は主張していないため, 当該譲渡は争点になっていない。

28) [神聖館唇]について, 法人等名義で公表されることが必要であり「当該法人代表取締役の名義で公表されたものは, 法人名義とは言えない」と捉える見解として, 前掲注1)・中山265頁注81。

29) 編集著作物全体(パンフレット・ホームページ)には法人名が付されているが, 本件とは異なり, その一部の写真付近には法人名も撮影者名も付されていなかった事案では, 裁判所は, 特に断りのない限り, 当該写真についても第4要件を充足するとしている(東京地判平成20・6・26平成19年(ワ)17832号〔リフレティックス〕)。

30) これに対して, 創作性の程度によっては第4要件を充足しない可能性があることを示唆するものとして, 前掲注8)・桑野55頁。同注3)・小畠264頁は本件のウェイトが雑誌の休・廃刊にあたっての挨拶文である点にあり, 他の著作物(例えば, 新聞記事)は別異の取扱いの可能性があることを示唆している。当該裁判例の認定に反対した上で, 職務の性質上, 黙示の著作権の移転の成立という解釈で足りた事件だったとするものとして, 前掲注1)・田村385-386頁。

31) 公表名義の関係で職務著作が成立しない著作物について財産権を会社に帰属させるという就業規則の有効性を認めることに肯定的な見解として, 「(シンポジウム) 職務著作」著作権研究30号(2003)133頁〔前田健発言〕。ただし, 本裁判例は, 就業規則の定めや明示の譲渡契約がない中で黙示の包括譲渡を認めている点に特徴がある。

32) 本件では, Yらは職務著作及び複製の許諾を主張するに留まり, XからY1への著作権譲渡は主張していない。

33) 本件については, 仮に公表名義を体裁から判断する立場に立ったとしても, 法人名義での公表を認める余地があったと解されるとするものとして, 前掲注13)・藤野367頁参照。

34) これに対して, 職務著作の主張とともに著作権譲渡の予備的主張がされる場合に当該「主張が

## 職務著作（著作権法 15 条 1 項）の公表名義要件

認められるためには、譲渡契約の成立を認定するに足りる証拠がなければならないことはいうまでもなく、単に法人等が著作権を有することが社会的に相当であるという程度の立証では不十分であることが多いものと思われ』るとする見解として、前掲注 2)・森 246 頁。

35) 前掲注 13)・藤野 376-377 頁。

36) 〔在宅看護書籍（書籍 7）〕も、黙示の包括譲渡の認定理由の 1 つとしてではあるが、「会社案内、ポスター等の中には、著作権法 15 条の法人著作の要件を備えないものも相当数存在するであろうこと」を挙げている。前掲注 1)・中山 269 頁、同注 8)・潮海『基礎理論』29 頁も参照。なお、筆者の見解も当該「実態」を前提としているが、実際に公表されている多種多様の著作物における表記に関する実証的研究に基づくものとまでは言い難く、この点は今後の検討課題ではある。

37) 前掲注 13)・藤野 367 頁注 25 及び上野達弘「大陸法から見たわが国『職務著作』」著作権研究 30 号（2003）88-89 頁も参照。後者は、記者の名義を示すことが非常に増えている新聞記事について、記事ごとに著作者がバラバラになるという実務的な問題が生じることや著作者人格権の問題を指摘している。

38) 確かに、黙示ではなく、組織内において著作権の取扱いについて明記している事案（〔人材開発研修テキスト〕）や実務上の対応（前掲注 15)・高林編 98 頁〔伊藤発言〕、半田正夫『著作権法概説〔第 16 版〕』（法學書院、2015）68 頁注 17) は、理想的ではあるが、法人にこれを要求するとなると上記以外の実態と乖離してしまうと思われる。

39) 創作者主義一般の問題として前掲注 8)・潮海『基礎理論』75・92 頁、同注 1)・中山 262 頁も同旨。前掲注 15)・高林編 98-99 頁〔伊藤発言〕は、修正あるいはキャラクターについて、季節や時代等に応じてアレンジする必要があり作成者に同一性保持権があることの問題を指摘している。

40) 前掲注 1)・中山 548 頁参照。

41) 前掲注 1)・田村 385 頁、同注 3)・平澤 205 頁等。

42) 前掲注 13)・藤野 375-377 頁は、「権利帰属の場面で画一的に著作者を認定した上で、権利侵害成否の判断において当事者の利害調整を行う」手法について、「著作者人格権に関し、黙示の同意の存在を容易には肯定しないこれまでの裁判実務の下で、権利侵害の成否判断の場面での利害調整を行おうとすると、」維持講習資料 1 審のような「強引な判断を招くことは避けられないのではないだろうか」と述べている。同一性保持権侵害を認めた他の裁判例（東京高判平成 3・12・19 判時 1422 号 123 頁〔法政大学懸賞論文〕等）と対比して、複製に対する黙示の同意の認定が緩やかすぎるという見解もある（板倉集一〔判批〕百選〔第 7 版〕77 頁）。前掲注 37)・上野 81 頁も参照。

43) 前掲注 1)・辰巳 548 頁、同注 1)・田村 376-377 頁、同注 1)・中山 256 頁等。15 条及び 16 条等を著作権の経済財化傾向を示すものとして捉える同注 1)・中山 253 頁も参照。

44) 現行法は、職務上の作成者は労務に対する報酬の形で経済的に埋め合わせを受けていると考えられるとするものとして、前掲注 1)・辰巳 564 頁。

45) 第 4 要件の趣旨について対外的信頼を重視する（高林龍『標準 著作権法〔初版〕』（有斐閣、2010）122-123 頁、島並良他編『著作権法入門〔第 3 版〕』（有斐閣、2021）107 頁〔上野達弘〕）のは妥当ではないと思われる。前掲注 8)・潮海『基礎理論』29 頁は、第三者名義や無名で公表されることが多いことや公表名義要件について適用範囲が広がっていること、内部契約により著作者の地位を法人等から従業者に変更することを認めていること等から「公表名義は対外的信頼を保護する機能を果たしていない場合も多い」とする（前掲注 13)・藤野 368 頁、同注 15)・高林編 96 頁〔伊藤発言〕も同旨）。これに加えて、著作物の公表に至らなくても特定少数の取引先（委託者）への納品（〔システムサイエンス本案〕参照）のように対外的責任が生じる場合があり、公表と社会的信頼等は関連性が高いとはいえない。さらには、プログラム著作物については実

## 職務著作（著作権法 15 条 1 項）の公表名義要件

態を重視して公表名義要件が削除された（著作権法 15 条 2 項）ことからも、対外的信頼は第 4 要件の根拠として認め難い（〔宇宙開発事業団〕、前掲注 1）・辰巳 548-549 頁参照）。

46) 前掲注 1)・田村 378 頁、同注 1)・中山 609-610 頁、同注 8)・潮海 144 頁、同注 8)・山根 109 頁等。一方、氏名表示権・同一性保持権侵害に基づく損害賠償を認める裁判例として〔リフレティックス〕〔ガールズロゴ〕〔読売新聞書籍 1 審〕〔読売新聞書籍控訴審〕〔人材開発研修テキスト 1 審〕〔人材開発研修テキスト控訴審〕。東京地判平成 10・10・29 判時 1658 号 166 頁〔スマップ〕は、同一性保持権侵害を認めつつ、損害回復のためには著作権侵害による損害賠償を認めれば十分であるとして、同一性保持権侵害に対する損害賠償は否定している。

47) 前掲注 1)・田村 377 頁参照。

48) 15 条の制度趣旨の文脈の中であるが、「『当事者の意思を推測する』という対内関係的意識を過度に重視すべきではな」いとする前掲注 13)・藤野 367 頁注 24 参照。

49) 内田貴『契約の再生』（弘文堂、1990）55 頁以下、同『契約の時代』（岩波書店、2000）85 頁以下、足立正佳『ダイアローグ争点整理 II』（商事法務、2024）208 頁参照。

50) なお、積極的に従業者名義で公表した場合、別段の定めがあることを推認させうる事実となると考えられるため、第 4 要件と第 5 要件は密接に関連性する。ただし、何らかの事情により、

無名義や第三者名で表記または法人名と従業者名を併記して公表しつつ（私見では、これらの場合も第 4 要件を充足する）、別異の取り扱いをする（第 5 要件は充足しない）場合もあり得るのであり、第 4 要件と第 5 要件が別個に定められていることにはなお意義があるといえよう。

51) [ラストメッセージ] は、雑誌の多数の休・廢刊の挨拶文では「編集長」との肩等の表示が付されている中で、編集長等の肩書がないもの（ただし、「著作者」である旨の明記はない）についても第 4 要件を充足するとしている。私見では、出版業界において、当該挨拶文等に従業者名のみが付されている場合に従業者を著作者とするという確立した慣行が認められなかったことの表われとも捉えうる。〔ファッション色彩控訴審〕も、X（従業者）は、著作物（検定準拠書籍）について、他の検定準拠の各種書籍との表示の違いを主張したが、当該主張は認められていない。

52) 筆者は、第 4 要件を第 1～第 3 要件との関連づける見解（前掲注 1)・辰巳 551-552 頁）に概ね賛同する。ただし、その根拠（私見）としては、第 1～第 3 要件を充足する著作物について法人等名義で公表することの明示又は暗黙の了解を擬制するというより、職務著作の実態ひいては当事者の関係性に基づく社会規範の存在をより重視するものである。また無名義での公表の意思がある場合にも第 4 要件の充足を認める。

53) 前掲注 1)・田村 388 頁注 7)。

54) 前掲注 15)・高林編 97 頁〔伊藤発言〕。

### (Abstract)

Regarding the requirement of publication under the name of the employer within the framework of works made for hire, two opposing views exist: one that interprets the requirement strictly based on the form and presentation of the work, then seeks practical appropriateness through theoretical constructs such as the establishment of implied assignment or license agreements and the denial of moral rights infringement; and another that emphasizes substance in its judgment. After analyzing judicial precedents and scholarly opinions regarding this requirement, this paper attempts to establish its own criteria for judgment based on the institutional purpose of the work-made-for-hire system and considerations of practical

#### 職務著作（著作権法 15 条 1 項）の公表名義要件

appropriateness and legal stability. In establishing these criteria, the paper analyzes and examines questions such as: What are the elements of the publication attribution requirement? For example, what constitutes the “content, nature, and creation process of the work” cited in precedents and scholarship? Is the “degree of creativity” an element?